

第106期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2026年6月24日（水曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

開催場所

岩手県盛岡市内丸3番1号 当行本店 4階ホール
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

■ 株主総会参考書類

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

■ 事前質問について

本株主総会の目的事項に関するご質問を事前受付いたします。詳細は4頁をご参照ください。

インターネットまたは郵送による議決権行使期限
2026年6月23日（火曜日）午後5時

郵送の場合は通常郵便より到着に時間を要しますので、
お早めにご投函いただきますようお願い申し上げます。

株主総会ご出席者へのお土産をご用意しておりません。
何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

 東北銀行

THE TOHOKU BANK, LTD.

証券コード：8349

株主各位

証券コード 8349
2026年6月2日
(電子提供措置の開始日 2026年5月29日)
岩手県盛岡市内丸3番1号

株式会社 **東北銀行**
取締役頭取 佐藤 健志

第106期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当行第106期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

【当行ウェブサイト】

<https://www.tohoku-bank.co.jp/ir/library/shareholder/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「東北銀行」又は「コード」に当行証券コード「8349」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

【インターネットによる議決権行使の場合】

当行の指定する議決権行使ウェブサイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）において、議案に対する賛否をご入力いただき、2026年6月23日（火曜日）午後5時までに議決権をご行使ください。

【書面（郵送）による議決権行使の場合】

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2026年6月23日（火曜日）午後5時までに到着するようご送付ください。

敬 具

記

1 日 時	2026年6月24日（水曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2 場 所	岩手県盛岡市内丸3番1号 当行本店 4階ホール <small>（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）</small>
3 株主総会の目的事項	報告事項 1. 第106期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告、計算書類報告の件 2. 第106期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
4 議決権行使についてのご案内	3頁に記載の【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当行定款第16条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対してお送りする書面には記載しておりません。なお、監査等委員会および会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
 - ① 事業報告の「当行の新株予約権等に関する事項」、「財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」、「業務の適正を確保する体制」、「特定完全子会社に関する事項」、「親会社等との間の取引に関する事項」、「その他」
 - ② 計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」
 - ③ 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記の電子提供措置をとっている各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

インターネットで議決権を行使される場合



パソコン又はスマートフォンから議決権行使ウェブサイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスし、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

行使期限 2026年 6月23日 (火曜日) 午後5時入力完了分まで

書面 (郵送) で議決権を行使される場合



議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2026年 6月23日 (火曜日) 午後5時到着分まで

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

また、紙資源節約のため、「第106期定時株主総会招集ご通知」(本書)をご持参ください。

日時 2026年 6月24日 (水曜日) 午前10時 (受付開始: 午前9時)

場所 岩手県盛岡市内丸3番1号 当行本店 4階ホール
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

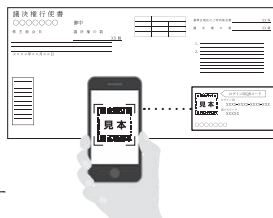
- ※ 午前2時30分から午前4時30分までは、議決権行使ウェブサイトの保守・点検のため接続いただくことができません。
- ※ 書面 (郵送) により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- ※ 書面 (郵送) とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきます。
- ※ インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- ※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトが利用できない場合があります。
- ※ 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信費等は株主さまのご負担となります。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書副票に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

事前質問受付のご案内

本総会の開催に先立ち、株主総会の目的事項に関するご質問を受付させていただきます。事前にいただいたご質問の中で、株主の皆さまの関心の高い事項につきましては、株主総会にてご回答させていただきます。予定です。

URL : https://ssl01-tohokubank.secure.idchosting.jp/shareholder_qa.html
・ご質問は1名様2問まで、1問あたり200字以内で簡潔にお願いいたします。

【受付期限】

2026年6月10日(水) 午後5時まで



※ご質問は株主総会の目的事項に関わる内容に限らせていただき、個別事案への質問はお受けすることができません。なお、事前に承ったすべてのご質問に対する回答をお約束するものではありませんので、予めご了承ください。

第106期 (2025年4月1日から 2026年3月31日まで) 事業報告

1. 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

主要な事業内容

当行の本店ほか支店54出張所2において、預金業務、貸出業務、商品有価証券売買業務、有価証券投資業務、内国為替業務、社債受託業務などのほか、代理業務、債務の保証（支払承諾）、国債等公共債及び証券投資信託の窓口販売などの附帯業務等を行い、岩手県内を中心に営業を展開しております。

金融経済環境

当期のわが国経済は、総じて緩やかに回復しております。米国の通商政策の影響が自動車産業を中心にみられるなど、一部に弱さもみられましたが、回復基調を維持しました。その後は、中東情勢の影響がありつつも緩やかな回復が続いております。企業収益は、同政策の影響が残るものの、価格転換の進展により非製造業が増勢を維持するなど、改善の動きがみられました。設備投資は、ソフトウェア投資が増加するなど、緩やかに持ち直しました。個人消費は、消費者マインドの改善に弱さがみられたものの、持ち直しの動きがみられました。物価については、国内企業物価、消費者物価ともに緩やかに上昇しました。今後は、雇用や所得環境の改善などが景気の回復を支えることが期待されておりますが、米国や中国などの経済動向、金融資本市場の変動、中東情勢などの影響を注視する必要があります。

金融情勢に目を移しますと、日本銀行は、賃金上昇の販売価格への転換と消費者物価の上昇の継続性などを背景に「賃金と物価が緩やかに上昇するメカニズムが維持される可能性が高い」との認識を示しております。こうしたもとの、2%の「物価安定の目標」の持続的、安定的な実現という観点から、金融緩和の度合いを調整することが適切であると判断し、政策金利を0.5%程度から0.75%程度に引き上げております。今後も経済、物価情勢の改善に応じて、引き続き政策金利を引き上げ、金融緩和の度合いを調整していく方針を示しております。

株式市場については、35,000円台でスタートした日経平均株価は、円高の進行、米国との関税交渉に対する不透明感などから、株価は一時大きく下落しました。しかしながら、米国のデータセンター投資やAI関連投資の報道を受け、電子部品関連株、半導体製造装置株などを先導役に史上初の5万円台を突破しております。その後は、日本政権の経済対策に対する期待の高まりと、半導体関連株、電子部品株などAI投資関連株

の上昇により最高値を更新し終値が58,850円まで上昇しましたが、中東紛争の激化に伴うエネルギー価格の上昇及び調達難の影響などにより株価は下落し、2026年3月末の終値は51,063円となりました。

岩手県内経済情勢

岩手県内の経済をみますと、一部に弱めの動きがみられたものの、持ち直しております。生産活動は、電子部品、デバイスや食料品などの業種で一進一退の動きがみられますが、緩やかに回復しております。設備投資は、製造業、非製造業ともに前年度を上回り増加しております。個人消費は、百貨店やスーパーの売上高が前年を下回った一方、サービス消費が緩やかに増加しており、緩やかな回復となりました。

事業の経過及び成果

当行は、地域社会への安定的な資金供給を使命として設立され、「地域金融機関として地域社会の発展に尽くし共に栄える」ことをコアバリュー（経営理念）として掲げ、地域経済の中核を担う中小事業者の皆さまを中心に営業活動を展開しております。

2025年4月よりスタートした第2次中期経営計画では、「共感・共鳴・共創」をテーマに、以下の4つのプロジェクトに基づき諸施策を推進しております。なお、計画最終年度である2028年3月期の経営数値目標（単体）は、当期純利益20億円、お客さまサービス等利益（本業利益）20億円、自己資本比率8.5%以上、総預金残高1兆円、総貸出金残高7,500億円としております。

プロジェクトⅠ：地域の活性化支援

《中小事業者の成長を後押し》

地域の活性化に向けた取組みとして、当行が創業以来一貫して取り組んできた中小事業者支援をこれまで以上に強化・推進しております。具体的には、経営改善や抜本的な事業再生支援に加え、日本政策金融公庫との協調融資スキームの創設を通じた起業・創業支援にも注力してまいりました。また、事業承継及びM&A支援においては、それぞれ専担者を配置することで課題解決支援の質向上を図り、積極的に取り組んでまいりました。これらの支援を通じて、地域事業者数の維持・拡大に繋げていくとともに、販路支援やDX支援などの提案を積極的に行い、お取引先の経営課題解決に向けた本業支援を一層強化してまいりました。

《暮らしに寄り添う金融サポート》

お客さまの様々なライフイベントの充実や、安心できる暮らしに向けた資産形成を

サポートするため、当行全体のコンサルティング能力の向上を図っております。

2025年11月には、SBIホールディングス株式会社との戦略的資本業務提携による取組みの第一弾として、岩手県内の金融機関としては初となるSBIマネープラザ株式会社との共同店舗「東北銀行SBIマネープラザ」を開設いたしました。これにより、お客さまへ対面での質の高いコンサルティングと多様な金融商品・サービスの提供が可能となりました。

非対面サービスの強化による利便性向上にも積極的に取り組んでおり、ホームページのリニューアルにより、視認性や個人ローンにおけるWeb申込の導線を改善しました。さらに、個人向けインターネットバンキングの機能追加により、ご来店不要での申し込み手続きを実現しました。

プロジェクトⅡ：脱炭素化支援と一次産業支援

脱炭素及び一次産業は、人口減少の影響を受けにくく、今後さらに重要性が増す分野であると捉えております。これらに積極的に取り組むことは、カーボンニュートラル社会の実現や地域経済の活性化といった地域課題の解決に繋がるものと考えております。

《脱炭素化支援への取組み》

脱炭素化支援では、エネルギーコスト上昇の影響を受ける中小事業者に対し、省エネ診断等の制度を積極的に提案しております。診断結果を契機とした投資に伴う資金需要に対しては、「とうぎんグリーン・ローン」等を活用し、積極的な資金支援に取り組んでまいりました。その結果、2025年度の省エネ診断活用件数は43件と着実に増加し、「省エネ・地域パートナーシップ」に参加する全国の金融機関の中で上位3機関に入る実績を残すことができました。

また、今後活用ニーズの増加が見込まれるカーボンクレジットの活用にも積極的に取り組んでおります。自治体が発行するクレジットの販売支援に加え、一次産業支援の取組みとして創出する農業由来のクレジットの積極的な活用を推進した結果、2025年度は600tを超えるカーボンクレジットの仲介・販売を実現しました。

《一次産業支援への取組み》

一次産業支援の取組みとして、日本政策金融公庫と提携した制度融資「あしたの芽」の活用を中心とした金融支援を進めております。加えて、2025年5月には一次産業者の成長を支援するファンド「とうぎん・もりしんアグリファンド2号」を設立しました。

さらに、提携先である株式会社フェイガーとの「水稻中干期間の延長による」ークレジット創出」の取組みも着実に地域に浸透してきております。2025年度は、2024年度の94先を上回る105先の農業者の申請をサポートすることができました。

プロジェクトⅢ：収益力の拡大

当行が地域社会に貢献し続けていくための安定的な経営基盤を構築すべく、収益力拡大に向けた施策を展開しております。貸出金については、中小事業者への積極的な金融支援と脱炭素関連分野融資への取組みを進めたほか、個人向け貸出金においても住宅ローンを中心に伸長したことで、2026年3月末の総貸出金残高は7,160億円（前期末比+177億円）となり、2028年3月末の総貸出金残高7,500億円の目標に対し堅調に推移しております。

金利のある環境下では運用原資としての預金の重要性が一層高まっており、定期預金のキャンペーン商品導入などにより、安定的な預金基盤の確保に努めてまいりました。しかしながら、2028年3月末の総預金残高1兆円の目標に対し、2026年3月末時点の残高は9,172億円となり、足元では乖離があることを認識しております。このため、法人預金の積極的な取り込みを中心とした諸施策を展開し、預金基盤のさらなる拡充に努めてまいります。

プロジェクトⅣ：組織力の強化

当行は、第2次中期経営計画の達成に向け、営業推進体制やリスク管理体制の強化、そして将来を見据えた人材育成を通じて、組織力の強化を図っております。

営業推進体制の強化に向けては、お客さまの利便性向上と業務効率化の両立を図る施策を推進しました。具体的には、生命保険の申込書作成や契約手続き等をタブレット対応による電子化で完結させることで、手続きの迅速化とペーパーレス化を実現しております。また、2025年12月に当行の生産性向上及び業務効率化を図るため、生成AIサービスを導入しております。本部において、資料作成や文書要約など試行的な活用を進めた上で、今後の活用策や営業店への展開などを検討してまいります。さらに、地域の金融インフラ維持と効率的かつ柔軟な店舗体制構築のため、2025年度は3店舗において支店内支店化や渉外担当者の集約を実施しております。

人材育成については、従業員のエンゲージメント向上へ向けた取組みと並行して、経営戦略を実践していく上で不可欠な人材の育成を進めており、法人・個人コンサルティング業務、脱炭素・一次産業分野のスペシャリスト人材を計画的に育成し、本部専門部署の強化にも取り組みました。具体的には、研修カリキュラムの充実、脱炭素アドバイザー資格の取得奨励、日本政策金融公庫及び環境省への派遣継続などによ

り、専門人材の養成を推進しております。

また、従業員のモチベーション向上及び多様な人材確保のため、2026年4月からのベースアップ及び初任給引き上げを決定いたしました。

○「地域貢献」への取組み

今後の未来を担う学生の金融リテラシー向上に向けた取組みとして、「起業家人材育成塾」や「金融教育セミナー」を継続的に実施しております。2026年3月には、県内の地方銀行3行が合同で「未来のお金がわかる金融教育セミナー in いわて」を開催いたしました。これは、県内の地方銀行が社会人を対象とした金融教育を共催する東北で初の取組みであり、地域の幅広い世代への金融教育の普及に貢献いたしました。また、地域貢献活動の一環として、役職員の家庭で使い切れない未使用食品や募金を取りまとめ、フードバンク等へ寄贈する「とうぎんフードドライブ」を2回実施いたしました。

貸出金利息収入の一部をお客さまがご指定いただく地域団体へ寄付をする「とうぎん地域貢献寄付型ローン」については、2026年3月末時点で33社のお客さまにご利用いただき、お客さまの地域貢献活動を支援するとともに、地域経済の活性化に寄与しております。

○「サステナビリティ」への取組み

2023年3月に策定の「サステナビリティ方針」にて特定した5つのマテリアリティのもと、グループ一体となって、コアバリュー（経営理念）、パーパス（存在意義）に基づく金融仲介機能の発揮や、気候変動等の環境問題など、社会を取り巻く様々な課題解決に向けた活動に取り組んでまいりました。

商品・サービスを通じた取組みにおいては、「とうぎんグリーン・ローン」を活用した金融支援に加え、取引先企業のSDGsへの取組み状況の診断分析・推進やSDGs宣言の策定支援を行う「とうぎんSDGs取組支援サービス」の推進を強化いたしました。本サービスは2026年3月末時点で255社のお客さまにご利用いただいております。サステナビリティ分野におけるお客さまの課題解決を積極的に支援しております。

気候変動への取組みにおいては、2022年10月に賛同を表明した「TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）」提言に基づき、ガバナンス及びリスク管理体制の構築を進めております。また、気候変動がもたらす機会とリスクの把握に努めるとともに、CO₂排出量の削減に関する目標を定め、開示しております。

当行自身の脱炭素化を進めるため、2025年度には当行初の取組みとして一部店

舗の屋根に太陽光発電設備を設置し、オンサイトPPA方式※による再生可能エネルギー電力の使用を開始いたしました。2025年11月には環境性能に配慮し50%以上の省エネを達成する「Z E B R e a d y」仕様の店舗を盛岡市内に開設しております。

今後もこれらの取組みで得たノウハウを活用し、地域全体の脱炭素化に向けた取組みを積極的に推進してまいります。

※Power Purchase Agreement（電力販売契約）の略。オンサイトPPAは企業（電力需要家）が所有する建物や土地に発電事業者が発電設備を設置し、発電した電気を企業が購入し自家消費用電力として使用する仕組み。

当行の業績

預金等（譲渡性預金を含む）は、個人預金の減少などにより、前期末比45億42百万円減少し9,172億12百万円となりました。

公共債、投資信託及び保険商品を対象とした預り資産残高合計は、同144億24百万円増加し1,028億97百万円となりました。

貸出金は、個人向け貸出の増加などにより、前期末比177億96百万円増加し7,160億64百万円となりました。

有価証券は、前期末比44億92百万円減少し2,116億50百万円となりました。

収益状況については、経常収益は、貸出金利息及び役務取引等収益の増加などにより前期比25億80百万円増収の163億42百万円となりました。経常利益は、上記要因に加え、その他の経常費用の減少などにより同4億21百万円増益の24億34百万円となりました。

当期純利益は、同1億6百万円増益の16億41百万円となりました。

なお、連結ベースの収益状況は、経常収益は179億32百万円、経常利益は25億23百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は16億93百万円となりました。

自己資本比率（速報値）は、国内基準（4%）を採用しております。自己資本の額には利益剰余金を着実に積み上げておりますが、個人向け貸出の増加等に伴うリスク・アセットの増加により、単体自己資本比率は前期末比0.43ポイント低下し8.56%となりました。また、連結自己資本比率は同0.43ポイント低下し8.62%となりました。

店舗及び店舗外現金自動設備は、店舗については2025年8月に「東京支店及び東京事務所」を移転いたしました。また、「古川支店」を「南古川支店」に、2025年10月に「太田支店」を「本宮支店」に支店内支店として移転集約し共同店舗の形態で営業しております。2025年11月には「青山支店、大館町支店及び月が丘支店」を新築移転いたしました。また、「旧太田支店」に、SBIマネープラザ株式会社との共同店舗「東北銀行SBIマネープラザ」を開設いたしました。店舗外現金自動設備については、「仙石病院出張所」（東松島市）を新たに設置し、「旧太田支店」を「太田出張所」

(盛岡市)とする一方、2か所を廃止し、当期末における店舗外現金自動設備は80か所となっております。また、通帳繰越機能付きATMを導入しており、これにより休日を含めATM稼働時間帯に通帳繰越が可能となっております。コンビニATM提携については、セブン-イレブン店舗等に設置されたセブン銀行ATM、ローソン店舗等に設置されたローソン銀行ATM及びファミリーマート等に設置されたイーネットATMで当行キャッシュカードがご利用いただけます。コンビニATMでの当行キャッシュカードのお取引は24時間ご利用可能となっております。今後も、より一層のお客さまの利便性向上を図ってまいります。

当行が対処すべき課題

当行を取り巻く経営環境は、人口減少による国内市場の縮小、異業種からの新規参入による競争激化に加え、「金利ある世界」の本格的な到来など、急速かつ多岐にわたる変化に直面しております。これら国内外の金融政策や市場の変動を的確に捉え、迅速かつ適切に対応していくことが、当行の持続的な成長には不可欠であると認識しております。

また、当行の主たる取引先である中小事業者においては、昨今の原材料価格の高騰やエネルギーコストの上昇、さらには深刻化する人手不足といった構造的な問題に直面し、依然として厳しい経営環境が続いております。今後の先行きにつきましても、国際情勢の不安定化や地政学リスクの顕在化などにより、不確実性が高まっており、地域経済を支える金融機関として、お客さまへの継続的かつきめ細やかな支援の重要性が一層高まっていると捉えております。

こうした経営環境の中、当行は、地域社会の持続的な発展に貢献し続けるため、強固で持続可能なビジネスモデルの構築が喫緊の課題であると認識しております。この認識のもと、2025年4月より始動した第2次中期経営計画の2年目となる2026年度は、同計画で掲げた「4つのプロジェクト」に基づき、それぞれの施策を力強く推進してまいります。多様化するお客さまのニーズに応じた最適な金融ソリューションの提供及び経営課題解決に向けた本業支援の強化などを通じて、地域力の向上に向け役職員一同全力を尽くしてまいります。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

		2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
預	金	910,927	931,799	921,754	917,212
	定期性預金	322,840	308,239	298,308	300,628
	その他	588,087	623,559	623,446	616,584
貸	出金	658,895	663,885	698,268	716,064
	個人向け	96,819	98,436	113,628	127,324
	中小企業向け	379,344	386,514	395,445	392,714
	その他	182,732	178,935	189,195	196,026
有	価証券	203,249	219,719	216,142	211,650
	国債	18,836	34,816	45,775	62,002
	その他	184,413	184,903	170,366	149,648
総資産		965,845	1,009,809	1,005,909	1,020,364
内国為替取扱高		3,157,186	3,251,110	3,357,600	3,476,813
外国為替取扱高		百万ドル 9	百万ドル 8	百万ドル 6	百万ドル 2
経常利益		2,326	2,016	2,013	2,434
当期純利益		1,420	1,327	1,535	1,641
1株当たり当期純利益		円 銭 149 58	円 銭 139 63	円 銭 161 64	円 銭 171 14

(注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、普通株式に係る当期純利益を普通株式の期中平均発行済株式総数で除して算出しております。なお、普通株式に係る期中平均発行済株式総数については、自己株式を除いております。

(ご参考) 連結業績の推移

(単位：百万円)

	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
経常収益	13,481	14,727	15,028	17,932
経常利益	2,505	2,148	1,974	2,523
親会社株主に帰属する当期純利益	1,526	1,376	1,069	1,693
包括利益	△714	1,168	△3,535	△1,402
純資産額	38,741	39,438	35,376	33,497
総資産	968,133	1,012,696	1,009,613	1,024,432

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 使用人の状況

	当 年 度 末
使 用 人 数	559人
平 均 年 齢	41年1月
平 均 勤 続 年 数	16年2月
平 均 給 与 月 額	364千円

- (注) 1. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 使用人数には、臨時雇員及び嘱託は含まれておりません。
3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

(4) 営業所等の状況

イ 営業所数

	当 年 度 末
	店 うち出張所
岩 手 県	48 (2)
青 森 県	2 (－)
秋 田 県	1 (－)
宮 城 県	5 (－)
東 京 都	1 (－)
合 計	57 (2)

(注) 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を80か所設置しております。

ロ 当年度新設営業所

当年度において、新設営業所はありません。

(注) 当年度において店舗外現金自動設備を以下の2か所新設し、2か所廃止いたしました。

○新設

仙石病院出張所 (東松島市)

太田出張所 (盛岡市)

※「太田出張所」は「太田支店」を「本宮支店」に支店内支店として移転集約した後の「旧太田支店」を出張所化したものであります。

○廃止

ロッキー村崎野店出張所 (北上市)

アネックスカワトク出張所 (盛岡市)

ハ 銀行代理業者の一覧

該当事項はありません。

- ニ 銀行が営む銀行代理業等の状況
該当事項はありません。

(5) 設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

設 備 投 資 の 総 額	854
---------------	-----

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
(新設・拡充・改修)	
青山支店、大館町支店及び月が丘支店共同店舗の新築移転	418
東京支店及び東京事務所店舗の移転	34

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

- 当事業年度中に実施した重要な設備の処分、除却
旧古川支店の店舗及び店舗用地の処分等
旧東京支店及び旧東京事務所店舗の除却

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況

該当事項はありません。

ロ 子会社等の状況

会 社 名	所 在 地	主 要 業 務 内 容	資 本 金	当行が有する 子会社等の 議決権比率	その他
株 式 会 社 東 北 ジェーシーピーカード	岩手県盛岡市本宮 一丁目6番8号	クレジットカード業務 信用保証業務	百万円 20	% 100.00	—
と う ぎ ん 総 合 リ ー ス 株 式 会 社	岩手県盛岡市中ノ橋通 一丁目4番22号	リース業務	20	100.00	—

- (注) 1. 上記の2社はすべて連結対象としております。
2. 上記以外に非連結の子会社(持分法非適用)が1社あります。

重要な業務提携の概況

1. 地方銀行61行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ACS）を行っております。
2. 地方銀行61行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称MICS）を行っております。
3. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行61行の共同出資会社、略称CNS）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
4. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し及び預入れサービスを行っております。
5. 株式会社セブン銀行、株式会社イーネット及び株式会社ローソン銀行との提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出し及び預入れサービスを行っております。
6. 株式会社イオン銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しサービスを行っております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社役員に関する事項

(1) 会社役員の状況

(年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
村上尚登	取締役会長	—	—
佐藤健志	取締役頭取 (代表取締役)	監査部、秘書室、東京事務所担当	—
高橋淳悦	取締役専務執行役員	経営企画部、市場金融部、事務統括部、システム統括部担当	—
保和衛	取締役常務執行役員	人事部担当	—
阿部英則	取締役常務執行役員	資産運用サポート部担当	—
村井三郎	取締役 (社外取締役)	村井三郎法律事務所 弁護士 盛岡市公正職務審査会 会長	—
村雨圭介	取締役 (社外取締役)	SANSUI国際特許事務所 盛岡オフィス代表 弁理士	—
下田栄行	取締役 (社外取締役)	下田栄行公認会計士事務所 公認会計士 下田栄行税理士事務所 税理士	—
鬼柳伸二	取締役常勤監査等委員	—	—
舘脇幸子	取締役監査等委員 (社外取締役)	エール法律事務所 弁護士 仙台弁護士会 常議員	—
福士千恵子	取締役監査等委員 (社外取締役)	株式会社テレビ岩手 代表取締役	—

- (注) 1. 社外取締役村井三郎、村雨圭介、下田栄行、舘脇幸子及び福士千恵子は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の条件を満たしていますので、独立役員として同取引所に届け出ております。
2. 取締役監査等委員鬼柳伸二は常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、行内事情に精通したものが重要な会議に出席し得られる情報や、会計監査人及び内部監査部門等との連携を密に図ることにより得られる情報を監査等委員全員と共有することで、監査等委員会による監査・監督の実効性を高めるためであります。
3. 2025年6月24日開催の第105期定時株主総会終結の時をもって、取締役常務執行役員青木昭憲は退任いたしました。

(2) 会社役員に対する報酬等

① 当事業年度に係る役員報酬等の総額等

(単位：百万円)

区 分	支給人数	報 酬 等	固 定 報 酬	業 績 連 動 報 酬 等	非 金 銭 報 酬 等
取 締 役 (監査等委員である取締役を除く)	9名	150	116	28	6
取 締 役 (監 査 等 委 員)	3名	17	17	—	—
計	12名	168	133	28	6

(注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 上記には、2025年6月24日開催の第105期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員である取締役を除く）1名を含めております。

② 業績連動報酬等に関する事項

当行では、業績及び企業価値の最大化に向けた意欲を高めるため、業績連動報酬を算定する指標として、当期純利益（単体）を採用しております。具体的には、職位別の基準額に対し、当期純利益の水準に応じて定められた銀行業績係数と、個人別の成果等を反映した個人業績係数を乗じて算定しております。算定に用いた2025年3月期の当期純利益（単体）の実績は15億35百万円でありました。

③ 非金銭報酬等の内容

非金銭報酬等の内容は当行の普通株式であり、割当を受けた当行の普通株式の払込期日から当行の取締役会が予め定める地位を退任する時点の直後の時点までの期間、本割当契約により割当を受けた当行の普通株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこととしております。

また、当事業年度における交付状況は「4. 当行の株式に関する事項」中「(4) 役員保有株式」に記載しております。

④ 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

イ 取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「取締役」という。）

（2020年6月23日開催の第100期定時株主総会決議）

年額220百万円以内（うち社外取締役分年額12百万円以内）であります。なお、
使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。

当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名（うち、社外取締役は2名）
であります。

ロ 監査等委員である取締役（2020年6月23日開催の第100期定時株主総会決議）

年額60百万円以内であります。

当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は4名（うち、社外
取締役は3名）であります。

ハ 取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。以下、「対象取締役」
という。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬（2020年6月23日開催
の第100期定時株主総会決議）

譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権は上記イの報酬枠とは別枠で、年額
20百万円以内であり、普通株式の株式数上限を年25,000株以内としております。
なお、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。

当該定時株主総会終結時点の対象取締役の員数は6名であります。

⑤ 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

取締役会にて、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容
に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議
する内容について指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。また、取締役会
は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び
決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指
名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿う
ものであると判断しております。

なお、監査等委員である取締役の報酬については、監査等委員会が決定権限を有して
おり、株主総会の決議により定められた報酬限度額の範囲内となるよう方針及び算定基
準を定め、当該方針及び算定基準に基づき監査等委員である取締役の協議により決定し
ております。

各基本方針の内容は次のとおりであります。

イ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬に関する基本方針

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、当行の業績及び企業価値の最大化に向けた意欲をより高めることのできる、適切、公正かつバランスの取れた報酬水準・報酬体系としております。なお、役職ごとの報酬方針は定めておりません。

(i) 役付取締役の報酬体系

役付取締役の報酬は、基本報酬及び代表取締役報酬を合わせた「固定報酬」、当期純利益及び各役員の成果を反映した「業績連動報酬」及び中長期的な企業価値向上に対するインセンティブを高めることを目的とする「譲渡制限付株式報酬」で構成しております。報酬総額に対する比率は、「固定報酬」が75%程度、「業績連動報酬」が20%程度、「譲渡制限付株式報酬」が5%程度となるよう設計しております。「固定報酬」は、役位及び職責に応じて支給し、「業績連動報酬」は、月額固定報酬に銀行業績係数と各役員の成果等を反映した個人業績係数を乗じて算出し、「譲渡制限付株式報酬」は役位及び職責に応じ、銀行の中長期的企業価値向上への貢献等を反映して決定しております。

(ii) 取締役兼務執行役員の報酬体系

取締役兼務執行役員の報酬は、取締役報酬及び業務執行報酬を合わせた「固定報酬」、当期純利益及び各役員の成果を反映した「業績連動報酬」及び中長期的な企業価値向上に対するインセンティブを高めることを目的とする「譲渡制限付株式報酬」で構成しております。報酬総額に対する比率は、「固定報酬」が80%程度、「業績連動報酬」が15%程度、「譲渡制限付株式報酬」が5%程度となるよう設計しております。「固定報酬」は、役位及び職責に応じて支給し、「業績連動報酬」は、月額固定報酬の業務執行報酬に銀行業績係数と各役員の成果等を反映した個人業績係数を乗じて算出し、「譲渡制限付株式報酬」は役位及び職責に応じ、銀行の中長期的企業価値向上への貢献等を反映して決定しております。

(iii) 社外取締役の報酬体系

社外取締役の報酬は、業務執行から独立した立場を勘案し、役位に応じた「固定報酬」のみを支給しております。

ロ 監査等委員である取締役の報酬に関する基本方針

監査等委員である取締役の報酬は、業務執行から独立し、取締役の職務執行の監査、及び経営の監督を行う立場であることを考慮した、適切かつ公正な報酬水準と

しております。

- ・ 監査等委員である取締役の報酬体系

監査等委員である取締役の報酬は、業務執行から独立した立場を勘案し、役位及び職責に応じた「固定報酬」のみを支給しております。

ハ 支払時期または条件の決定に関する方針

(i) 金銭報酬

金銭報酬については、前記イ及びロの基本方針に基づいて報酬月額を決定し、月次で支給することとしております。

(ii) 譲渡制限付株式報酬

譲渡制限付株式報酬については、前記イ(i)の方針に基づき、決議日前日の当行株価を基準として付与株数を決定し、その翌月中に付与することとしております。

⑥ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会にて、取締役の個人別の報酬額の具体的内容の決定を代表取締役頭取佐藤健志に委任する旨の決議をしております。その権限の内容は、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の「固定報酬」の額及び担当業務を踏まえた「業績連動報酬」の額に係る評価配分の決定であります。権限を委任した理由は、代表取締役頭取が当行全体の業績を俯瞰しつつ各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の担当業務の評価を行っているためであります。

なお、代表取締役頭取の決定が適切になされるよう、指名・報酬委員会の検討及び答申を経て、代表取締役頭取は当該答申を踏まえ決定するものとしております。譲渡制限付株式に係る金銭報酬債権は、指名・報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会で取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の金銭報酬債権支給額を決定するものとしております。

(3) 責任限定契約

氏 名	責任限定契約の内容の概要
村 井 三 郎	会社法第427条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。
村 雨 圭 介	
下 田 栄 行	
舘 脇 幸 子	
福 士 千 恵 子	

(4) 補償契約

- イ 在任中の会社役員との間の補償契約
該当事項はありません。
- ロ 補償契約の履行等に関する事項
該当事項はありません。

(5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

被保険者の範囲	役員等賠償責任保険契約の内容の概要
当行取締役及び執行役員	<p>当行は、保険会社との間で、当行の役員（当事業年度中に在任していた者を含む。）を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当行が負担しております。</p> <p>当該保険契約の内容の概要は、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。</p> <p>なお、当該保険契約では、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当行が当該被保険者に対して損害賠償責任を追及する場合には填補の対象としないこととしております。</p>

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏 名	兼 職 そ の 他 の 状 況
村 井 三 郎	村井三郎法律事務所 弁護士 盛岡市公正職務審査会 会長
村 雨 圭 介	SANSUI国際特許事務所 盛岡オフィス代表 弁理士
下 田 栄 行	下田栄行公認会計士事務所 公認会計士 下田栄行税理士事務所 税理士
館 脇 幸 子	エール法律事務所 弁護士 仙台弁護士会 常議員
福 士 千 恵 子	株式会社テレビ岩手 代表取締役 当行との関係 取引先

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言その他の活動状況
社外取締役 村井三郎	10年9か月	当期開催の取締役会11回のうち10回出席	弁護士としての豊富な経験に基づく専門知識を有し、主にコンプライアンスの観点から取締役会において活発な発言を行っております。また、指名・報酬委員会委員長として同委員会の議案・審議を主導しております。さらに、筆頭社外取締役として経営陣との意見交換を適時行っております。
社外取締役 村雨圭介	4年9か月	当期開催の取締役会11回のすべてに出席	弁理士としての豊富な経験に基づく専門知識を有し、幅広い観点から活発な発言を行っております。また、指名・報酬委員会委員として、経営陣との意見交換を行っております。
社外取締役 下田栄行	1年9か月	当期開催の取締役会11回のすべてに出席	公認会計士、税理士としての豊富な経験に基づく専門知識を有し、幅広い観点から活発な発言を行っております。また、指名・報酬委員会委員として、経営陣との意見交換を行っております。
社外取締役 (監査等委員) 館脇幸子	5年9か月	当期開催の取締役会11回及び監査等委員会7回のすべてに出席	弁護士としての豊富な経験に基づく専門知識を有し、主にコンプライアンスの観点から取締役会及び監査等委員会における議案・審議について活発な発言を行っております。
社外取締役 (監査等委員) 福士千恵子	1年9か月	当期開催の取締役会11回のうち10回及び監査等委員会7回のうち6回に出席	長年報道機関に携わった経験及び経営者としての豊富な経験と高い見識に基づき、取締役会及び監査等委員会における議案・審議について活発な発言を行っております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	5名	15	—

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

(4) 社外役員の意見

「3. 社外役員に関する事項」の(1)から(3)に記載した内容に対して、社外役員の意見はございません。

4. 当行の株式に関する事項

- (1) 株式数
- | | |
|--------------|----------|
| 発行可能株式総数 (注) | 30,000千株 |
| 普通株式 | 30,000千株 |
| 第一種優先株式 | 30,000千株 |
- (注) 定款に規定されている発行可能株式総数を記載しております。
- | | |
|----------|----------|
| 発行済株式の総数 | 13,509千株 |
| 普通株式 | 9,509千株 |
| 第一種優先株式 | 4,000千株 |
- (2) 当年度末株主数
- | | |
|---------|--------|
| 普通株式 | 8,883名 |
| 第一種優先株式 | 1名 |

- (3) 大株主
普通株式

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
株式会社十文字チキンカンパニー	300千株	3.17%
SBI地銀ホールディングス株式会社	276	2.92
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	271	2.87
東北銀行従業員持株会	269	2.85
株式会社富士電業社	180	1.90
富国生命保険相互会社	110	1.16
大樹生命保険株式会社	107	1.13
有限会社新居浜ビジネスセンター	100	1.06
野村信託銀行株式会社(投信口)	99	1.04
木田裕介	98	1.03

- (注) 1. 持株数等は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は発行済の普通株式の総数から自己株式(49千株)を除いて計算し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

第一種優先株式

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
株式会社整理回収機構	4,000千株	100.00%

(4) 役員保有株式

区分	株式の交付を受けた者の人数	株式の数 (株式の種類及び種類ごとの数)
取締役 (監査等委員である取締役及び社外取締役を除く)	5名	普通株式 5,900株
社外取締役 (監査等委員である取締役を除く)	—	—
監査等委員である取締役	—	—

- (注) 1. 当事業年度中に職務執行の対価として当行役員に対し交付した株式の状況について記載しております。
2. 当行の株式報酬の内容につきましては、「2. 会社役員に関する事項」中「(2) 会社役員に対する報酬等」に記載しております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
北光監査法人 業務執行社員 佐々木 政 徳 業務執行社員 岩 根 洋 介	40	監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当該事業年度の監査時間及び報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

- (注) 1. 当行及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は40百万円であります。
2. 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査等の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 補償契約

- イ 在任中の会計監査人との間の補償契約
該当事項はありません。
- ロ 補償契約の履行等に関する事項
該当事項はありません。

(4) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人を適切に評価するための基準を策定し、その職務遂行状況・監査体制・監査品質および独立性等を総合的に検討し、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたしません。

第106期末（2026年3月31日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	68,251	預 当 座 預 金	917,212
現 預 け 金	14,658	普 通 預 金	16,264
金 銭 の 信 託	53,592	貯 蓄 預 金	579,798
有 価 証 券	8,288	通 知 預 金	14,141
国 債	211,650	定 期 預 金	2,505
地 方 債	62,002	定 期 積 金	290,359
社 債	50,649	そ の 他 の 預 金	10,269
株 式	67,199	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	3,875
そ の 他 の 証 券	4,882	借 入 金	58,508
貸 出 金	26,916	借 入 金	1,059
割 引 手 形	716,064	そ の 他 の 負 債	1,059
手 形 貸 付	836	未 払 法 人 税 等	6,625
証 書 貸 付	31,982	未 払 費 用	743
当 座 貸 越	615,593	前 給 付 補 填 備 益	720
そ の 他 の 資 産	67,650	金 融 派 生 商 品	401
前 払 費 用	1,174	リ ー ス 債 務	5
未 収 収 益	6	資 産 除 去 債 務	10
金 融 派 生 商 品	892	そ の 他 の 負 債	23
そ の 他 の 資 産	2	退 職 給 付 引 当 金	75
有 形 固 定 資 産	272	偶 発 損 失 引 当 金	4,647
建 物	7,108	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	5
土 地	2,039	支 払 承 諾	174
建 設 仮 勘 定	4,378	負 債 の 部 合 計	573
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	4		3,888
無 形 固 定 資 産	685	(純 資 産 の 部)	988,050
ソ フ ト ウ ェ ア	586	資 本 金	13,233
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	255	資 本 剰 余 金	11,154
前 払 年 金 費 用	331	資 本 準 備 金	11,154
繰 延 税 金 資 産	1,598	利 益 剰 余 金	16,997
支 払 承 諾 見 返 金	5,877	利 益 準 備 金	1,440
貸 倒 引 当 金	3,888	そ の 他 利 益 剰 余 金	15,556
	△4,125	繰 越 利 益 剰 余 金	15,556
		自 己 株 式	△59
		株 主 資 本 合 計	41,325
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△10,169
		土 地 再 評 価 差 額 金	1,158
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	△9,011
資 産 の 部 合 計	1,020,364	純 資 産 の 部 合 計	32,314
		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	1,020,364

第106期 (2025年4月1日から 2026年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
経常収益	16,342	特別利益	1
資金運用収益	12,456	固定資産処分益	1
貸出金利息	10,232	特別損	10
有価証券利息配当金	1,951	固定資産処分損失	6
コールローン利息	17	減損損失	4
預け金利息	253	税引前当期純利益	2,424
その他の受入利息	0	法人税、住民税及び事業税	966
役員取引等収益	2,644	法人税等調整額	△183
受入為替手数料	602	法人税等合計	782
その他の役員収益	2,041	当期純利益	1,641
その他業務収益	215		
外国為替売買益	2		
国債等債券売却益	211		
金融派生商品収益	1		
その他経常収益	1,025		
償却債権取立益	42		
株式等売却益	584		
金銭の信託運用益	267		
その他の経常収益	130		
経常費用	13,908		
資金調達費用	2,093		
預金利息	1,771		
譲渡性預金利息	8		
コールマネー利息	0		
債券貸借取引支払利息	312		
借入金利息	1		
役員取引等費用	752		
支払為替手数料	49		
その他の役員費用	703		
その他業務費用	565		
国債等債券売却損	481		
国債等債券償還損	69		
その他の業務費用	14		
営業経費	8,867		
その他経常費用	1,629		
貸倒引当金繰入額	1,363		
貸出金償却	2		
株式等売却損	81		
その他の経常費用	181		
経常利益	2,434		

第106期末 (2026年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	68,251	預 金	917,053
金 銭 の 信 託	8,288	債券貸借取引受入担保金	58,508
有 価 証 券	210,920	借 用 金	1,059
貸 出 金	712,411	そ の 他 負 債	9,623
そ の 他 資 産	9,346	退職給付に係る負債	5
有 形 固 定 資 産	7,223	偶 発 損 失 引 当 金	174
建 物	2,061	ポ イ ン ト 引 当 金	46
土 地	4,409	再評価に係る繰延税金負債	573
建 設 仮 勘 定	4	支 払 承 諾	3,888
その他の有形固定資産	747	負 債 の 部 合 計	990,934
無 形 固 定 資 産	605	(純 資 産 の 部)	
ソ フ ト ウ ェ ア	274	資 本 金	13,233
その他の無形固定資産	331	資 本 剰 余 金	11,998
退職給付に係る資産	1,945	利 益 剰 余 金	17,098
繰 延 税 金 資 産	5,796	自 己 株 式	△59
支 払 承 諾 見 返	3,888	株 主 資 本 合 計	42,270
貸 倒 引 当 金	△4,244	その他有価証券評価差額金	△10,169
		土 地 再 評 価 差 額 金	1,158
		退職給付に係る調整累計額	238
		その他の包括利益累計額合計	△8,772
		純 資 産 の 部 合 計	33,497
資 産 の 部 合 計	1,024,432	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	1,024,432

第106期 (2025年4月1日から 2026年3月31日まで) 連結損益計算書

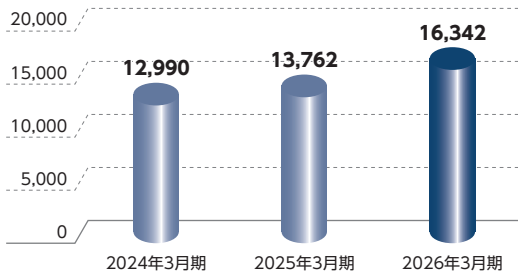
(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
経 常 収 益	17,932	特 別 利 益	1
資 金 運 用 収 益	12,419	固 定 資 産 処 分 益	1
貸 出 金 利 息	10,196	特 別 損 失	10
有 価 証 券 利 息 配 当 金	1,951	固 定 資 産 処 分 損	6
コ ー ル ロ ー ン 利 息 及 び 買 入 手 形 利 息	17	減 損 損 失	4
預 け 金 利 息	253	税金等調整前当期純利益	2,514
そ の 他 の 受 入 利 息	0	法人税、住民税及び事業税	1,004
役 務 取 引 等 収 益	3,063	法人税等調整額	△184
そ の 他 業 務 収 益	1,424	法人税等合計	820
そ の 他 経 常 収 益	1,024	当 期 純 利 益	1,693
償 却 債 権 取 立 益	42	親会社株主に帰属する当期純利益	1,693
そ の 他 の 経 常 収 益	982		
経 常 費 用	15,408		
資 金 調 達 費 用	2,093		
預 金 利 息	1,770		
譲 渡 性 預 金 利 息	8		
コ ー ル マ ネ ー 利 息 及 び 売 渡 手 形 利 息	0		
債 券 貸 借 取 引 支 払 利 息	312		
借 用 金 利 息	1		
そ の 他 の 支 払 利 息	0		
役 務 取 引 等 費 用	773		
そ の 他 業 務 費 用	1,602		
営 業 経 費	9,273		
そ の 他 経 常 費 用	1,666		
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	1,398		
そ の 他 の 経 常 費 用	267		
経 常 利 益	2,523		

業績ハイライト

経常収益

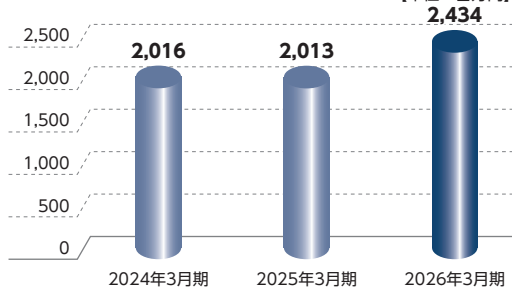
【単位：百万円】



- 経常収益は、貸出金利息及び役務取引等収益の増加などにより、2025年3月期比25億80百万円増収の163億42百万円となりました。

経常利益

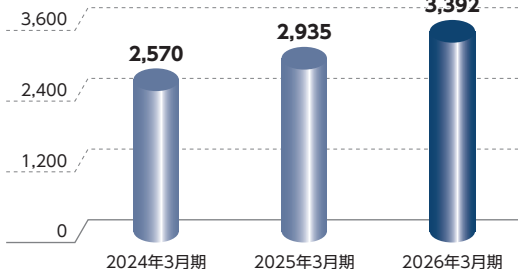
【単位：百万円】



- 経常利益は、与信関連費用の減少などにより、2025年3月期比4億21百万円増益の24億34百万円となりました。

コア業務純益

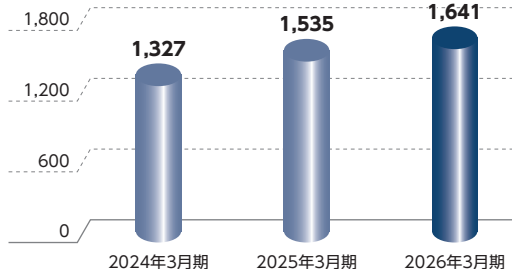
【単位：百万円】



- コア業務純益は、資金利益及び役務取引等利益の増加などにより、2025年3月期比4億57百万円増益の33億92百万円となりました。

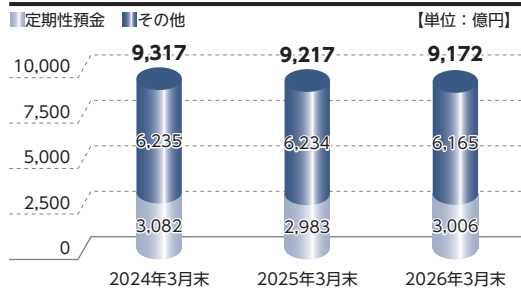
当期純利益

【単位：百万円】



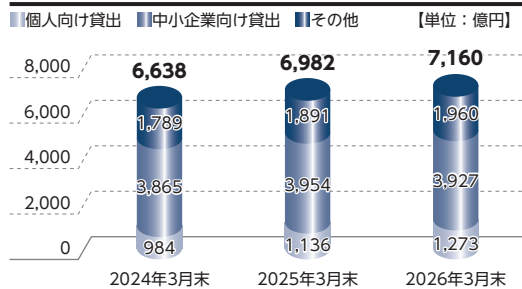
- 当期純利益は、2025年3月期比1億6百万円増益の16億41百万円となりました。

預金等の状況



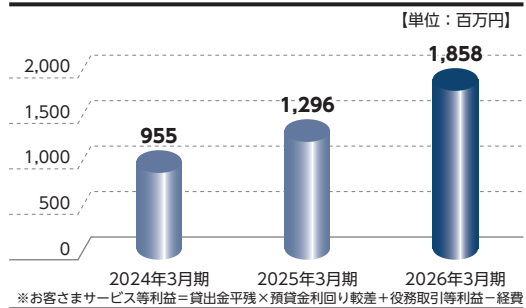
- 預金等残高（譲渡性預金を含む）は、個人預金の減少などにより、2025年3月末比45億円減少し9,172億円となりました。

貸出金の状況



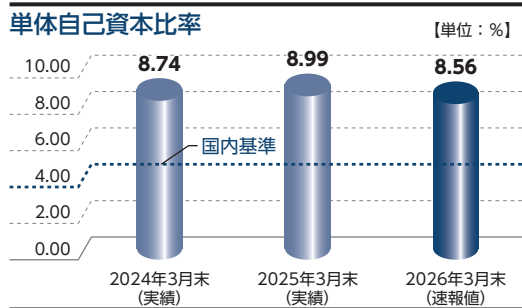
- 貸出金残高は、個人向け貸出の増加などにより、2025年3月末比178億円増加し7,160億円となりました。

お客さまサービス等利益（本業利益）



- お客さまサービス等利益は、貸出金平残、預貸金利回り較差及び役務取引等利益の増加により、2025年3月期比5億62百万円増益の18億58百万円となりました。

自己資本比率の状況



- 自己資本比率は国内基準（4%）を採用しております。自己資本の額には利益剰余金を着実に積み上げておりますが、個人向け貸出の増加等に伴うリスク・アセットの増加により、2025年3月末比0.43ポイント低下し8.56%となりました。

独立監査人の監査報告書

2026年5月8日

株式会社 東北銀行
取締役会 御中

北光監査法人
岩手県盛岡市

代表社員 公認会計士 佐々木政徳
業務執行社員
代表社員 公認会計士 岩根洋介
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社東北銀行の2025年4月1日から2026年3月31日までの第106期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月8日

株式会社 東北銀行
取締役会 御中

北光監査法人
岩手県盛岡市

代表社員 公認会計士 佐々木政徳
業務執行社員
代表社員 公認会計士 岩根洋介
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社東北銀行の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社東北銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第106期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- (1) 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、当行の内部監査部門及び内部統制部門等と連携の上、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、常勤の監査等委員が各社の監査役に就任し、取締役会等に出席して意思決定を監視するほか、子会社の取締役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- (2) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1)事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人北光監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)連結計算書類の監査結果

会計監査人北光監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月8日

株 式 会 社 東 北 銀 行 監 査 等 委 員 会
常 勤 監 査 等 委 員 鬼 柳 伸 二[Ⓐ]
監 査 等 委 員 館 脇 幸 子[Ⓐ]
監 査 等 委 員 福 士 千 恵 子[Ⓐ]

(注) 監査等委員館脇幸子及び福士千恵子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

1. 配当財産の種類

金銭といたします。

2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

(1) 普通株式

第106期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして、当行普通株式1株につき金25円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当金総額は236,506,550円となります。

(2) 第一種優先株式

定款の定めに従いまして、当行第一種優先株式1株につき金2円87銭5厘といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当金総額は11,500,000円となります。

3. 剰余金の配当が効力を生じる日

2026年6月25日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本議案について同じであります。）8名は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、新たに取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、指名・報酬委員会における検討結果を基に、取締役会の審議を経て適切に指名されており、各候補者とも当行取締役として適任であると判断いたしました。なお、本議案につきましては、監査等委員会で検討した結果、会社法の規定に基づき株主総会で意見陳述すべき特段の事項はございません。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当行における地位	取締役会への出席状況
1	(男性) 佐藤健志 再任	代表取締役頭取	10回／11回 (90.9%)
2	(男性) 高橋淳悦 再任	取締役専務執行役員	11回／11回 (100.0%)
3	(男性) 阿部英則 再任	取締役常務執行役員	11回／11回 (100.0%)
4	(男性) 田中英明 新任	常務執行役員支店統括部長	—
5	(男性) 佐々木淳 新任	—	—
6	(男性) 村井三郎 再任 社外 独立	社外取締役	10回／11回 (90.9%)
7	(男性) 村雨圭介 再任 社外 独立	社外取締役	11回／11回 (100.0%)
8	(男性) 下田栄行 再任 社外 独立	社外取締役	11回／11回 (100.0%)

再任 再任取締役候補者 **新任** 新任取締役候補者 **社外** 社外取締役候補者 **独立** 東京証券取引所の規定に基づく独立役員の候補者

取締役候補者

候補者番号

1

さとう たけし
佐藤 健志

再任

1966年6月6日生（男性）

■ 略歴、当行における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

2011年5月	当行戦略統括部長	2016年6月	同	常務取締役地域応援部長
2013年6月	同 参事宮古地区本部長兼 宮古支店長	2017年4月	同	常務取締役
2015年4月	同 参事地域応援部長	2020年6月	同	専務取締役
		2022年6月	同	代表取締役頭取（現任）

■ 取締役候補者とした理由

2016年取締役に就任し、豊富な金融業務の経験・知見により多くの実績を挙げ、2022年以降は代表取締役頭取として当行の経営を担い、その職務・職責を適切に果たしております。その実績から今後も経営管理を的確かつ公正に遂行し、当行の経営に貢献することができる人物と判断し、引き続き取締役候補者いたしました。



取締役会の出席状況

10回／11回
(90.9%)

所有する当行の株式数

普通株式
12,100 株

候補者番号

2

たかはし じゅん へつ
高橋 淳悦

再任

1962年2月9日生（男性）

■ 略歴、当行における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

2006年6月	当行融資統括部長	2018年4月	同	常務取締役
2009年4月	同 八戸支店長	2020年6月	同	取締役常勤監査等委員
2012年2月	同 経営企画部長	2024年6月	同	取締役専務執行役員 (現任)
2015年6月	同 執行役員経営企画部長			(経営企画部、市場金融部、 事務統括部、システム統括部 担当)
2016年6月	同 常務取締役経営企画部長			
2017年10月	同 常務取締役			
2018年3月	同 常務取締役融資部長			

■ 取締役候補者とした理由

融資統括部長、八戸支店長、経営企画部長を歴任し、経営管理分野に関する豊富な知識・経験を有しております。また、2016年に取締役、2020年に取締役監査等委員に就任し、当行グループのガバナンス、内部統制および監査分野に精通しております。こうした経験・知見を今後も活かし、取締役会の監督機能強化への貢献が期待できる人物と判断し、引き続き取締役候補者いたしました。



取締役会の出席状況

11回／11回
(100.0%)

所有する当行の株式数

普通株式
3,600 株

候補者番号

3

あ べ ひで のり
阿部 英則

再任

1964年2月22日生（男性）

■略歴、当行における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

2007年7月	当行大通支店長	2023年10月	同 常務執行役員北上営業部長
2012年2月	同 大船渡支店長		
2015年4月	同 参事大船渡支店長	2024年6月	同 取締役常務執行役員
2016年4月	同 参事久慈支店長		(現任)
2020年6月	同 執行役員北上支店長		(資産運用サポート部担当)
2023年6月	同 常務執行役員北上支店長		

■取締役候補者とした理由

大通支店長、大船渡支店長、久慈支店長、北上営業部長を歴任するなど、豊富な業務経験を有し、銀行業務に精通しております。また、2020年に執行役員、2024年に取締役に就任し、その職務・職責を適切に果たしております。
こうした経験・知見を今後も活かすことにより、当行の経営に貢献することができる人物と判断し、引き続き取締役候補者といたしました。



取締役会の出席状況

11回/11回
(100.0%)

所有する当行の株式数

普通株式
4,200 株

候補者番号

4

た なか ひで あき
田中 英明

新任

1970年2月23日（男性）

■略歴、当行における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

2012年4月	当行経営企画部主任調査役	2021年6月	同 執行役員支店統括部長
2013年4月	同 市場金融部長	2025年6月	同 常務執行役員支店統括部長
2019年10月	同 青山支店長兼大館町支店長		(現任)
2021年4月	同 支店統括部長		(支店統括部担当)

■取締役候補者とした理由

市場金融部長、青山支店長兼大館町支店長、支店統括部長を歴任するなど、豊富な業務経験を有し、銀行業務に精通しております。2021年に執行役員、2025年に常務執行役員に就任し、その職務・職責を果たしております。
こうした経験・知見を今後も活かすことにより、当行の経営に貢献することができる人物と判断し、新たに取締役候補者といたしました。



取締役会の出席状況

—

所有する当行の株式数

普通株式
2,420 株

候補者番号

5

さ さ き じゅん
佐々木 淳

新任

1960年4月2日生（男性）

■略歴、当行における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1983年4月	岩手県職員採用	2013年4月	岩手県南広域振興局副局長
2009年4月	岩手県地域振興部地域企画室 管理課長	2019年8月	岩手県ILC推進局長
2010年4月	岩手県商工労働観光部科学・ ものづくり振興課総括課長	2020年4月	岩手県ふるさと振興部長
		2024年4月	岩手県副知事
		2026年5月	岩手県副知事退任

■取締役候補者とした理由

岩手県職員として長年地域づくり支援や産業振興などの業務に従事した後、県南広域振興局副局長、ILC推進局長、ふるさと振興部長を歴任、これらの枢要な立場でリーダーシップを発揮、2024年4月からは副知事として、的確な采配をもって県勢発展に尽力してきました。こうした豊富な経験と卓越した知見を取り入れ、活かすことが当行の経営に大きく貢献するものと判断し、新たに取締役候補者いたしました。



取締役会の出席状況

—

所有する当行の株式数

普通株式
— 株

候補者番号

6

むら い さぶ ろう
村井 三郎

再任

社外

独立

1963年7月27日生（男性）

■略歴、当行における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1990年4月	検事任官	2014年4月	岩手弁護士会理事
2000年3月	検事退官	2014年5月	岩手県人権擁護委員連合会 会長
2000年4月	弁護士登録	2015年6月	当行取締役（現任）
2000年11月	村井三郎法律事務所開設	2022年7月	岩手県公安委員会委員 （現任）
2010年1月	盛岡市公正職務審査会会長 （現任）	2024年7月	岩手県公安委員会委員長
2013年4月	岩手弁護士会会長 日本弁護士連合会理事		

■社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

弁護士としての豊富な経験と幅広い専門知識に基づき、取締役会における筆頭独立役員として積極的に活動されており、また、指名・報酬委員会委員長として同委員会の議案審議を主導するなど適切に役割を果たしていることから、引き続き社外取締役候補者いたしました。また、独立の立場から当行の経営を監視・監督し、有益な助言・意見を頂くことを期待しております。



取締役会の出席状況

10回／11回
(90.9%)

所有する当行の株式数

普通株式
— 株

候補者番号

7

むら さめ けい すけ
村 雨 圭 介

再 任 社 外 独 立

1972年7月20日生（男性）

■ 略歴、当行における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1995年4月	三井物産株式会社入社	2012年10月	SANSUI国際特許事務所盛岡 オフィス開設
2005年3月	三井物産（中国）有限公司 金属第二部副部长		代表就任（現任）
2007年2月	三井物産株式会社退職	2021年6月	当行取締役（現任）
2009年4月	弁理士登録		
2009年4月	SANSUI国際特許事務所入所 （現任）		

■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

弁理士として特許業務に精通しており、豊富な経験と幅広い専門知識に基づき、取締役会における独立役員としての積極的な活動、また、指名・報酬委員会委員として同委員会における積極的な発言などの役割を適切に果たしていることから、引き続き社外取締役候補者といたしました。また、独立の立場から当行の経営を監視・監督し、有益な助言・意見を頂くことを期待しております。



取締役会の出席状況

11回／11回
(100.0%)

所有する当行の株式数

普通株式
－ 株

候補者番号

8

しも だ よし ゆき
下 田 栄 行

再 任 社 外 独 立

1964年4月28日生（男性）

■ 略歴、当行における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1996年8月	北光監査法人入社	2003年12月	北光監査法人代表社員就任
1999年4月	公認会計士登録	2017年6月	北光監査法人退社
1999年7月	下田栄行公認会計士事務所 開業（現任）	2024年6月	当行取締役（現任）
1999年11月	税理士登録・下田栄行税理士 事務所開業（現在）		

■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

公認会計士・税理士として培われた、会計および税務、財務に関する専門的な知識と豊富な経験を有しており、取締役会における独立役員としての積極的な活動、また、指名・報酬委員会としての同委員会における積極的な発言などの役割を適切に果たしていることから、引き続き社外取締役候補者といたしました。また、独立の立場から当行の経営を監視・監督し、有益な助言・意見を頂くことを期待しております。



取締役会の出席状況

11回／11回
(100.0%)

所有する当行の株式数

普通株式
－ 株

- (注) 1. 各候補者と当行との間に特別な利害関係はありません。
2. 村井三郎氏、村雨圭介氏、下田栄行氏は、社外取締役候補者であります。
3. 村井三郎氏、村雨圭介氏、下田栄行氏の当行の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもってそれぞれ以下のとおりであります。
- | | |
|-------|-----|
| 村井三郎氏 | 11年 |
| 村雨圭介氏 | 5年 |
| 下田栄行氏 | 2年 |
4. 村井三郎氏、村雨圭介氏、下田栄行氏は、過去に社外取締役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありません。
5. 当行は、村井三郎氏、村雨圭介氏、下田栄行氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。なお、各候補者が再任された場合は、引き続き独立役員となる予定であります。
6. 当行は、社外取締役である村井三郎氏、村雨圭介氏、下田栄行氏との間で、会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しております。なお、各候補者が再任された場合は、各候補者との当該契約を継続する予定であります。また、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額といたします。
7. 当行は、保険会社との間で、当行の役員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を補填することとしております。各候補者の選任が承認された場合、当該保険契約に基づき被保険者となります。また、当該保険契約は、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役3名は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、新たに監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

監査等委員である取締役候補者は、指名・報酬委員会における検討結果を基に、取締役会の審議を経て適切に指名されており、各候補者とも当行監査等委員である取締役として適任であると判断いたしました。

なお、本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当行における地位	取締役会への出席状況
1	(男性) 鬼柳伸二 再任	取締役常勤監査等委員	11回／11回 (100.0%)
2	(女性) 館脇幸子 再任 社外 独立	社外取締役監査等委員	11回／11回 (100.0%)
3	(女性) 福士千恵子 再任 社外 独立	社外取締役監査等委員	10回／11回 (90.9%)

再任 再任取締役候補者

社外 社外取締役候補者

独立 東京証券取引所の規定に基づく独立役員の候補者

候補者番号

1

おに やなぎ しん じ
鬼柳 伸二

再任

1962年10月5日生（男性）

■ 略歴、当行における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

2011年6月	当行北花巻支店長	2021年6月	東北銀ソフトウェアサービス株式会社代表取締役専務
2013年6月	同 リスクコンプライアンス統括部長	2024年4月	当行人事部付顧問
2015年4月	同 事務統括部長	2024年6月	同 取締役常勤監査等委員（現任）
2018年4月	同 参事融資管理部長		

■ 監査等委員である取締役候補者とした理由

北花巻支店長、リスクコンプライアンス統括部長、事務統括部長、融資管理部長、東北銀ソフトウェアサービス株式会社の代表取締役を歴任するなど、豊富な業務経験を有しております。こうした経験・知見を活かすことにより、取締役の職務執行の監査および経営の監督を的確に遂行することができる人物と判断し、引き続き監査等委員である取締役候補者といたしました。



取締役会の出席状況

11回／11回
(100.0%)

所有する当行の株式数

普通株式
800株

候補者番号

2

たて わき さち こ
舘脇 幸子

再任

社外

独立

1979年7月13日生（女性）

■ 略歴、当行における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

2006年10月	弁護士登録	2018年12月	中小企業庁 経営革新等支援機関認定
2010年3月	エール法律事務所入所（現任）	2020年4月	仙台家庭裁判所家事調停委員（現任）
2011年10月	個人版私的整理ガイドライン登録専門家	2020年6月	当行取締役監査等委員（現任）
2018年11月	仙台事業再生研究会 幹事（現任）	2026年4月	仙台弁護士会常議員（現任）

■ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

弁護士として活躍されており、豊富な経験と幅広い知見を有していることから、当行の監査活動に活かすことができると判断し、引き続き監査等委員である社外取締役候補者といたしました。また、独立の立場から、当行の経営を監督し、有益な助言・意見を頂くことを期待しております。



取締役会の出席状況

11回／11回
(100.0%)

所有する当行の株式数

普通株式
－株



取締役会の出席状況

10回／11回
(90.9%)

所有する当行の株式数

普通株式
一 株

■ 略歴、当行における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1983年 4月	株式会社読売新聞社入社	2020年 6月	公益財団法人読売日本交響楽団理事長
2012年11月	株式会社読売新聞東京本社文化部長	2022年 6月	株式会社テレビ岩手取締役副社長
2013年 9月	同 編集局次長兼文化部長	2023年 6月	同 代表取締役社長（現任）
2014年 6月	同 取締役メディア局長	2024年 6月	当行取締役監査等委員（現任）
2016年 6月	中央公論新社常務取締役		
2017年 6月	株式会社読売新聞東京本社取締役事業局長		

■ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

報道関係会社に長年携わり、また企業経営者としても豊富な経験と幅広い知見を有していることから、当行の監査活動に活かすことができると判断し、引き続き監査等委員である社外取締役候補者いたしました。また、独立の立場から、当行の経営を監督し、有益な助言・意見を頂くことを期待しております。

- (注) 1. 各候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。
2. 館脇幸子氏、福士千恵子氏は監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 館脇幸子氏、福士千恵子氏の当行の社外取締役監査等委員としての在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもってそれぞれ以下のとおりであります。
- | | |
|--------|----|
| 館脇幸子氏 | 6年 |
| 福士千恵子氏 | 2年 |
4. 当行は、館脇幸子氏、福士千恵子氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。なお、各候補者が再任された場合は、引き続き独立役員となる予定であります。
5. 福士千恵子氏は、当行の取引先である株式会社テレビ岩手の代表取締役社長を務めております。当行との間には、預金および与信取引がありますが、いずれも当行グループの連結総資産の1%未満であります。従いまして、福士千恵子氏は当行の定める独立性に関する基準を満たしております。
6. 当行は、非業務執行取締役である館脇幸子氏、福士千恵子氏との間で、会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しております。なお、各候補者が再任された場合は、各候補者との当該契約を継続する予定であります。また、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額といたします。
7. 当行は、保険会社との間で、当行の役員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を補填することとしております。各候補者の選任が承認された場合、当該保険契約に基づき被保険者となります。また、当該保険契約は、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

(ご参考)

【取締役のスキルマトリックス】

第2号議案および第3号議案が承認可決された場合、取締役会の構成は以下の通りとなります。

社内取締役が有するスキル区分および社外取締役に特に期待するスキル区分の項目を選定しております。

【社内取締役】

氏名	就任予定の地位	経営戦略	リスク管理	人事管理	企業審査	市場運用	システム事務	地域活性化
佐藤健志	取締役	○	○	○	○	○		○
高橋淳悦	取締役	○	○	○	○	○	○	
阿部英則	取締役	○		○	○			○
田中英明	取締役	○			○	○		
佐々木 淳	取締役						○	○
鬼柳伸二	取締役 (監査等委員)		○		○		○	

【社外取締役】

氏名	就任予定の地位	財務会計	法務 コンプライアンス	企業経営
村井三郎	取締役		○	
村雨圭介	取締役		○	
下田栄行	取締役	○		
館脇幸子	取締役 (監査等委員)		○	
福士千恵子	取締役 (監査等委員)			○

- (注) 1. 上記の一覧表は取締役の有するすべての知見や経験を表すものではありません。
2. 社外取締役は最も期待する項目一つに○を付けております。

(ご参考)

「社外取締役の独立性に関する基準」

当行の独立社外取締役は、東北銀行グループ（当行及び連結子会社。以下、「当行グループ」という。）に対する独立性を保つため、以下に定めるいずれの要件にも該当してはならない。

- ① 当行グループの主要株主である者、及び主要株主である会社の業務執行者
- ② 当行グループを主要株主とする会社の業務執行者
- ③ 当行グループを主要な取引先とする者、及び主要な取引先とする会社の業務執行者
- ④ 当行グループの主要な取引先である者、及び主要な取引先である会社の業務執行者
- ⑤ 当行グループを主要な借入先とする者、及び主要な借入先とする会社の業務執行者
- ⑥ 当行グループから役員報酬以外に、一定額を超える金銭その他の財産上の利益を受けている弁護士、公認会計士、税理士またはコンサルタント等
- ⑦ 当行グループから一定額を超える金銭その他の財産上の利益を受けている監査法人、税理士法人、法律事務所等の法人及び団体に所属する者
- ⑧ 当行グループから多額の寄付または助成を受けている者、及び多額の寄付または助成を受けている法人及び団体の業務執行者
- ⑨ 上記①～⑧において過去5年間に該当していた者
- ⑩ 上記①～⑧において該当する者が重要な者である場合において、その者の配偶者または二親等以内の親族
- ⑪ 過去10年間に当行グループの業務執行者であった者
- ⑫ 取締役、執行役員または支配人その他の重要な使用人の配偶者または二親等以内の親族

(注)

1. 「主要株主」とは、直近事業年度末に議決権の5%以上の株式を保有する者（または会社）をいう。
2. 「業務執行者」とは、業務執行取締役、執行役または支配人その他の使用人をいう。
3. 「当行グループを主要な取引先とする者（または会社）」とは、直近事業年度においてその者（または会社）の年間連結売上高の2%以上または1,000万円のいずれか高い方の支払いを当行グループから受けた者（または会社）をいう。
4. 「当行グループの主要な取引先である者（または会社）」とは、直近事業年度において当行グループの年間連結経常収益の2%以上の支払いを当行グループに行った者（または会社）、及び当行グループの連結総資産の1%以上の額の預金または与信残高のある者（または会社）をいう。
5. 「当行グループを主要な借入先とする者（または会社）」とは、その者（または会社）における当行グループからの借入シェアが50%以上、かつ法人の場合は直近事業年度末における連結総資産の10%以上、個人の場合は借入残高が1,000万円超の者（または会社）をいう。
6. 「一定額」とは、年間1,000万円をいう。
7. 「多額」とは、直近事業年度における法人及び団体の総売上高の2%以上または1,000万円のいずれか高い方を超える場合をいう。
8. 「重要な者」とは、取締役、監査役、会計参与、執行役または執行役員をいう。

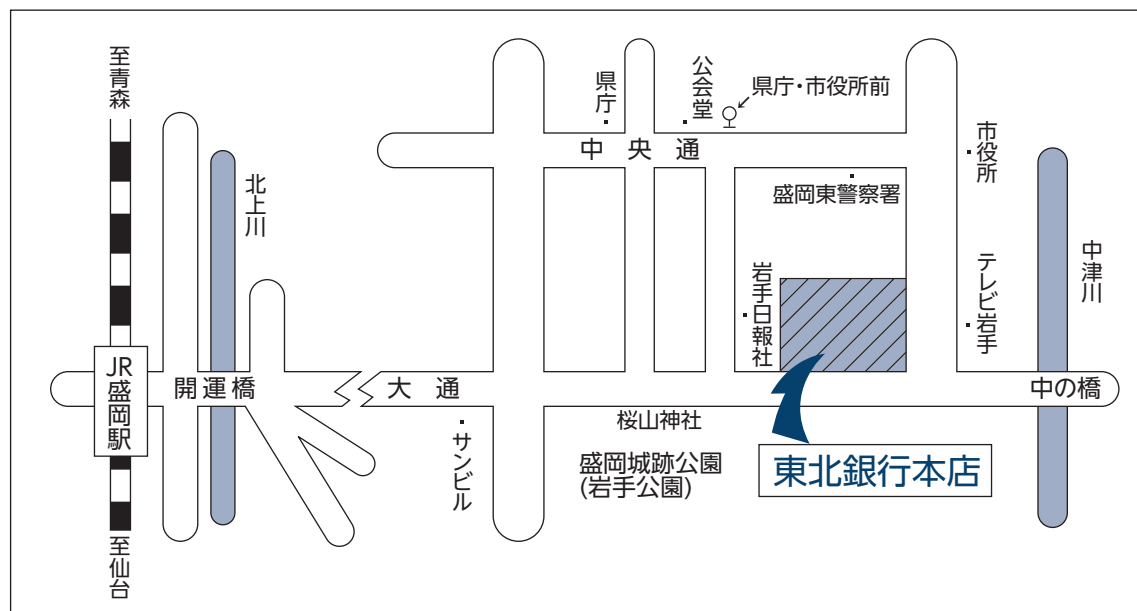
以 上

株主総会会場ご案内図

会場 岩手県盛岡市内丸3番1号

東北銀行本店 4階ホール

電話 (019) 651-6161 (代表)



交通 ◎ J R 盛岡駅前東口バス乗り場5番線又は6番線乗車
県庁・市役所前下車 徒歩3分



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。